

る「食品の表示に関する共同会議」(以下「共同会議」という。)において食品の表示基準全般についての調査審議を行い、下記のような成果を得た。

① 期限表示の用語・定義の統一

共同会議での議論を踏まえ、従来同じ意味でありながらJAS法及び食品衛生法において2つの用語(「賞味期限」と「品質保持期限」)が規定されていた、劣化速度が比較的遅い食品に表示する期限表示の用語が「賞味期限」に統一された。また、「賞味期限」及び劣化速度が比較的速い食品(おおむね5日以内に消費が必要な、弁当、そう菜等の食品)に表示する「消費期限」の定義が両法で統一された。

② 加工食品の原料原産地表示

原料原産地表示が義務付けられるべき加工食品の要件等について、共同会議報告書「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」が取りまとめられ、15年8月6日に公表された。この報告書等に基づき、原料原産地表示を義務付けるべき具体的な品目を選定した。

**エ JAS規格の見直し**

JAS法において5年ごとにすべてのJAS規格について見直しを行うこととされていることを踏まえ、JAS規格が食品等の生産や消費の実態からかい離したものとならないよう、国際的な規格の動向を踏まえつつ、必要な見直しを行った。

**オ 生産情報公表のJAS規格**

食品の生産情報の消費者への提供を促進するため、生産情報公表牛肉のJAS規格を15年12月1日から施行した。このJAS規格は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」により公表が義務付けられる情報に加え、給餌情報、動物用医薬品の投与情報等の生産情報を、生産者・販売業者等が正確に記録・保管・公表していることを、登録認定機関が認定する任意の制度である。このような生産情報公表のJAS規格制度を牛肉以外の品目(豚肉及び農産物)にも拡大すべく、検討を進めた。

**カ 有機畜産物等のJAS規格**

JAS法に関する調査会において、有機食品に関する国際的な基準であるコーデックスガイドラインに準拠しつつ、消費者の信頼の確保、我が国の家畜の飼養方法等を踏まえた有機畜産物のJAS規格の制定に向けて検討を進めた。また、有機畜産物のJAS規格を制定するに当たって、有機飼料のJAS規格を制定する必要が生じたことから、別途JAS法に関する調査会において有機飼料のJAS規格の制定に向けて検討を進めた。

**キ 有機農産物の認証の促進**

JAS法に基づく適正な表示が付された有機農産物の普及を図るため、以下の取組を行った。

- ① 生産者に対しては、有機農産物の生産農家のJAS認定の促進を図るため、当該認定に関する実地講習会及び検査認証制度研修会の開催、認定の申請に関する情報提供
- ② 登録認定機関に対しては、検査・認証制度の信頼を確保するため検査員・判定員を対象とした講習会の開催
- ③ 消費者に対しては、有機農産物に対する理解を深めるためのシンポジウムの開催、広報活動の充実強化

## ク 有機農産物の認定生産行程管理者調査

有機JASマークの信頼性を確保するため、有機農産物の認定生産行程管理者に対して、有機畜産物のJAS規格で規定する生産の方法に従って生産されていること等の確認調査をほ場等において行った。あわせて、当該ほ場で生産された有機農産物の残留農薬の分析調査を実施した。

## ケ 特別栽培農産物新表示ガイドラインの普及推進

特別栽培農産物（農薬及び化学肥料を一定程度減らして栽培するなど特色のある生産方法で生産された農産物）について、ガイドラインにより表示の適正化を図ってきたところであるが、消費者から「無農薬」の表示は残留農薬がないとの誤認を与えるなどの意見が寄せられていた。このため、「特別栽培農産物表示手法検討委員会」の取りまとめを踏まえ、ガイドラインの改正を行った。

また、食に対する消費者の信頼が揺らいでいる状況や消費者の特別栽培農産物に対する高い関心を踏まえ、生産者、流通業者等へこの新表示ガイドラインの普及・定着させるための取組を行った。

## (6) 「食卓から農場へ」顔の見える関係の構築

### ア トレーサビリティシステム（生産流通履歴情報把握システム）の導入

原材料調達の広域化や供給過程の複雑化等が進展するなかで、食品事故等が発生した際の被害を最小限に食い止める観点から、食品事業者のトレーサビリティシステムの導入ニーズが高まっている。さらに、BSEの発生や偽装表示事件等により、消費者の食品に対する信頼が揺らぐなかで、生産・流通の履歴等がはっきりとした、安心できる食品を購入したいという消費者ニーズが高まっている。

このため、生産・加工・流通等の各段階で食品とその情報が追跡できるトレーサビリティシステムの導入を推進した。

① BSEの発生を踏まえて牛肉の安全とともに安心の確保を図るため、牛の出生から牛肉の販売に至る段階において、牛の個体識別番号を正確に伝達するための法制度の整備を行った。また、制度の実効性を確保するため、監視体制の整備等の措置を講じた。

さらに、個体識別番号等の基本情報の信頼性を確保するための体制を整備するとともに、農協等が整備する飼料給与歴等の付加価値情報を消費者に提供するシステムに対して支援した。

② 牛肉以外の青果物、米等については、生産者、流通業者の自主的な導入の取組を基本としつつ、トレーサビリティシステム導入のために必要な機器等の整備を支援するとともに、各食品の特性や流通実態に応じた新たなシステムの確立に向けた実証試験を実施した。

③ トレーサビリティや表示項目について、科学的に検証するための研究開発等を実施した。

④ 食肉のうち牛肉の生産情報公表JAS規格を制定し、その普及を図るとともに、新たに豚肉、鶏肉及び青果物等について、生産情報公表JAS規格の制定に向けて検討を行った。

## イ 食品産業の機能強化

安全・安心な食生活を実現し、食品の高品質化を促進するため、食品産業の機能強化を図った。

- ① 食品の安全性確保や品質管理の徹底に対する要請の高まりにこたえ、食品企業における製造過程でのHACCP手法の導入をさらに推進する観点から、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」(HACCP手法支援法)の適用期限を延長するとともに、特に中小企業等におけるHACCP手法導入のための環境整備を支援した。
- ② 発酵分野の技術革新により、新規機能性食品成分の生産技術、発酵食品の品質・生産性の向上技術等の開発を支援した。
- ③ 引き続き产学官連携のもとに、より高度な食品の安全性評価技術、衛生管理技術の開発やバイオマーカー（簡易な生物指標）等を活用した食品のもつ効能の科学的な評価、健康維持に効果のある食品の製造技術の開発、食品産業における新規分離抽出技術の開発を支援した。また、食品流通構造改善促進法に基づき、食品の流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資する新技術の研究開発の推進等を行った。
- ④ 健全な食生活により生活習慣病を予防するため、食品の機能性や食品素材の組合せによる効果等の解明に関する研究を実施した。
- ⑤ 食肉センターにおける、可食内臓等の区分管理のための冷蔵庫、収納庫の整備のほか、特定部位の焼却施設等の整備を推進した。

## (7) 「食育」の推進

社会経済情勢の変化に伴い、生活様式が多様化し、食料の消費及び供給構造が大きく変化するなかで、食習慣の乱れ、生活習慣病の増加や食料の海外依存、食料資源の浪費等の問題が顕在化するとともに、食の安全性や健康に対する関心が非常に高まっている。

このため、これまで取り組んできた食生活指針を中心とした食生活改善に関する普及・啓発に加え、心身の健全な発達や健康の保持増進及び望ましい食習慣の実現を図り、食の安全について自ら考えることを促進した。また、食品の安全、食品の選び方や組合せ方等を教え、国民一人一人が「食」について考え、判断する能力を養成する「食育」を推進する国民的な運動を展開した。

### ① 全国段階における「食育」の推進

「食を考える国民会議」等の活動強化、各種媒体を通じた情報発信活動の展開を図るとともに、「食育」の推進にかかるシンポジウムの開催や「食育」に関する実証研究の促進等を行った。

### ② 「食を考える月間」における啓発活動の展開

「食を考える月間」(毎年1月)のなかで、食品の生産者から加工・流通業者、消費者に至るまでの食にかかわるあらゆる人々の参加のもとに、「食を考える国民フォーラム」や「ニッポン食育フェア」の集中開催や、実践活動の強化等の「食育」の推進に関する集中的な取組を行った。

### ③ 地域段階における「食育」の実践

地域における食育推進ボランティアの育成・活用を進め、地域特産物や伝統的食文

化等各地域の特性を活かした「食育」の実践に対する支援を行った。また、消費者と生産者との交流を通じて食に対する理解の促進を図るとともに、地域産物を利用した「食育」を促進するための取組等を行った。

④ 食育推進連絡会議等を通じた関係府省間の連携

農林水産省、文部科学省、厚生労働省、食品安全委員会等関係府省が連携しながら食育活動を推進した。

⑤ 食生活に関する教育の充実

食に関する正しい知識の習得や望ましい食習慣の育成を図るため、小学校高学年用と中学生用の食に関する学習教材を引き続き作成・配布するとともに、新たに小学校低学年を対象とした食に関する学習教材を作成・配布した。

また、学校給食において一層の安全確保を図るため、安全かつ安心な学校給食の実施について、総合的に調査研究を行った。

⑥ 食や農林水産業等への理解の促進

食や農林水産業等への理解を促すとともに、食を選ぶ力をはぐくむため、食の生産現場や農山漁村の生産者との交流等を基本とした諸活動を展開した。

⑦ 学校給食等を通じた啓発活動

各地域の特産物等、地域食文化を知るとともに、「食」について子ども達の理解を深めるため、地域産物を活用した学校給食を通じた食育活動を推進した。

⑧ 消費者と生産者との情報交換の促進

食と農の距離を近づけ、消費者の安心と信頼を確保するため、農林水産省や食品、食生活等に関する消費者が求める情報をわかりやすく提供するととも、生産者との交流活動等を促進した。

⑨ 地域段階での消費者等との相互理解の推進

地方農政局等が、学校等の現地に出向いて講義を行う「出張講座」、食と農に関する教材の作成・提供、消費者との各種シンポジウム等を実施し、地域段階での消費者等との相互理解を促進した。

⑩ 米を通じた食育活動の推進

糖質を多く含むごはん等の穀類をしっかりとすることは、脂質の摂取割合を抑えることにつながることから、食生活指針のなかでもその重要性が指摘されている。とりわけ米は穀類のなかでも日本の気候・風土に適した自給可能な作物であることから、ごはんを食べることは、食料の安定供給を確保するうえでも重要な側面を有している。

しかし、米の消費量は、食生活の外部化や多様化等を背景に、減少傾向が続いている。

そこで、米を主食とする日本型食生活の復権を図るため、食生活指針の普及と連携した日本型食生活の健康面等における有用性等についての理解の促進、米飯学校給食や稻作体験等を通じた児童・生徒等へのお米・ごはんに関する「食育」の推進等について、教育機関、医療機関、研究機関等との連携を図りながら、広報媒体の有効な活用により広範な国民運動を展開した。

⑪ 野菜摂取量の増加に向けた啓発活動の推進

野菜は、ビタミン、ミネラル、食物繊維等の供給源として、国民の食生活に欠かせ

ない重要な品目であるばかりでなく、近年では多くの種類のがんに予防効果が認められるなど生活習慣病予防の観点からも重要性が増している。

しかしながら、国民1人当たりの野菜の消費量は年々減少しており、特に若年層において健康の観点から定められた目標量を大きく下回っていることから、消費の増加に向けた取組の強化が求められている。

このため、医学、栄養学、農学及び教育関係の学識経験者の協力のもと、官民連携した推進体制により、身近な媒体や量販店の店頭等を通じて、野菜の摂取の不足による健康への影響、必要摂取量の目安（1日5皿分以上）等に関する啓発活動を展開した。また、児童・生徒に対し、教育の場等を通じて、栽培、購入、調理等の実体験による野菜への理解の促進、とれたてのおいしい野菜の摂取による摂取の習慣化等の取組を展開した。

#### ⑫ 果物を通じた食育活動

果物は「食生活指針」、「健康日本21」により、野菜と同様に毎日の食生活の必需品として位置付けられているものの、いまだ嗜好品としての位置付けが強く、その摂取量は、若年者層を中心に健康増進の観点から「第六次改定 日本人の栄養所要量－食事摂取基準－の活用」で示された摂取目標量を満たしていない状況が続いている。

こうした状況から、果物を毎日の食生活に欠かせない品目として定着させるため、果物の生活習慣病予防等の健康機能性、摂取目標量等の知識について啓発活動を行う「毎日くだもの200g運動」を推進した。特に、学校生活を通じ、児童・生徒が果物を摂取することの重要性への理解を高めるよう、学校給食等の場において果物のおいしさや果物に含まれる栄養素の働き等に関する啓発を推進した。

### （8）新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」食品の提供

#### ア 新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」農産物の供給

産地ごとに、消費者の評価を踏まえ、立地条件や地域資源等の産地の優位性を活かした生産・流通・販売戦略（「ブランド・ニッポン」戦略）の策定を推進し、戦略を策定した産地に対して以下の施策を重点化することにより、新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」食品の供給体制の確立を推進した。

- ① 消費者・実需者の意向を生産に反映するため、消費者による農産物の品質等の評価活動、地場の農業・農産物を支援する地産地消活動やスローフード活動等に対する支援を行った。
- ② 産地の特色を活かした農産物の供給体制を構築するため、エコファーマー（持続性の高い農業生産方式に関する「導入計画」を策定し、これを都道府県知事から適当である旨の認定を受けた農業者）による環境保全型農業や契約取引の推進等、産地の特色を活かす取組を推進した。
- ③ 地域食品産業の役割・機能強化を図るため、食品産業の創意工夫を活かした新たな取組提案に基づき、消費者の多様なニーズを起点にし、健康志向に配慮した食品や、地域農業と連携した特色ある食品等の製品化・事業化を支援するとともに、「ブランド・ニッポン」農産物等の生産に取り組む地域農業との連携等を推進した。
- ④ 食品製造業における国産食材の活用促進のため、国産農産物の加工適性の向上、機

能性の解明等にかかる技術開発を支援した。また、外食産業における国産食材の一層の利用等を推進するため、国産食材に関するニーズの発信、消費者への食材情報（栽培方法、産地等）の提供、産地における一次加工等の効率的・効果的な実施を支援した。

- ⑤ 地域農産物の販路開拓に必要な生産・実需側双方向の情報提供及び連携等に対するアドバイザー支援の実施とともに、実需側のニーズに応じた地域農産物の安定的な供給体制を整備した。
- ⑥ 新鮮でおいしい農産物をはぐくむきれいな水の安定確保の観点から、関連対策として以下の施策を一体的に実施した。
  - a 農業用水の水質の保全を図り、農村流域における総合的な水質保全対策の検討を行うため、自然の浄化能力を活用した農業水路の整備等により「きれいな水」を確保した。
  - b 担い手農家の経営の改善、安定化を図るため、畑作振興のための基盤整備を推進した。
  - c 農業水利施設の長寿命化と機動的かつ効率的な更新整備の観点から、ストックマネジメント（保有資産の有効活用策）の導入による適切で効率的な農業水利施設の有効活用を行った。

#### イ 生産・流通を通じた高コスト構造のはざむき

生産・流通を通じた高コスト構造をはざむきし、消費者の納得する価格で食品を提供するため、ITの活用、卸売市場の機能強化等による商流・物流の効率化・高度化、次世代高性能農業機械の開発等、以下の施策を推進した。

- ① 食品流通の効率化
  - a 我が国の生鮮食品流通の高コスト構造をはざむきし、ITを活用した流通の効率化を図るため、EDI（電子データ交換）の利用やITを活用した物流の効率化、卸売市場流通の連携の促進を行った。
  - b 産学官の連携による食品流通IT戦略会議において、食品流通の効率化・高度化に資するITビジネスモデルの普及、定着等を推進した。
  - c 食品流通の効率化と環境負荷の低減に資する包装技術の開発、活用を促進するとともに、エネルギーの損失が最小となる低温輸送システムを確立するための技術開発を行った。
  - d 安全な食品の供給を確保するため、食品の製造及び流通の各段階にわたる巡回点検指導、価格需給動向の予察、価格高騰時の巡回調査等の対策を行った。
  - e 東京と海外主要都市における食料品の小売価格の実態調査を実施するとともに、生産・流通・消費の各段階において内外価格差を生んでいるコスト要因の構造を分析することによって、内外価格差のはざむき・縮小のための方策を構築した。
- ② 卸売市場の機能・連携強化等
  - a 生鮮食料品流通を取り巻く諸情勢の変化に対処して卸売市場の新たな展開と活性化を通じた、市場流通の効率化・高度化を図るため、中核的な中央卸売市場の再整備を行うとともに、食品の品質・安全性の確保に資する機能強化等を総合的に実施した。

- i 中央卸売市場整備計画に基づき、老朽化等が進む中核的市場の大規模再整備や移転新設、機能強化に資する施設の整備を重点的に実施した。
  - ii 地方都市における生鮮食料品等の円滑かつ効率的な流通を確保するため、物流機能等の強化に資する施設の整備や、地域の実情に応じた統合整備を実施した。
  - iii 公設市場において、PFI（民間資金等活用事業）による整備の推進を図るため、PFI実施マニュアルの作成を行った。また、市場関係者により組織した事業協同組合等が行う市場機能の高度化に資する施設等の整備を実施した。
- b 卸売市場の機能・体制の強化を図るため、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法に基づく、市場関係事業者の経営体質を強化するための支援を引き続き実施した。また、市場関係事業者の合併・業務提携の方向や市場運営の合理化・効率化の方向等を内容とする市場経営基盤強化指針の策定を推進した。さらに、卸売市場における買受けの主要な担い手である仲卸業者に対して開設者が実施する再編等の取組について一定の支援を行った。
  - c 地域における生鮮食料品等の中核的な流通拠点となる地方卸売市場の開設者が、当該地域の他の卸売市場の開設者と連携してこれらの卸売市場の機能高度化を図る取組について、税制上の支援を行った。

### ③ 次世代農業機械・技術の開発

生産現場との密接な連携のもと、最新のロボット技術、IT技術の活用等により、画期的な省力化、生産管理の高度化、資源の有効利用等農業経営の革新を可能とする次世代農業機械、技術の開発を、産学官の連携により実施した。

## ウ 消費者ニーズを踏まえた品種育成等の技術開発

- ① 消費者等の参画による技術開発戦略委員会を設け、消費者ニーズ等を把握し、「ブランド・ニッポン」農産物の確立のための研究方向の明確化を図るとともに、これを踏まえて、栄養・機能性成分に優れた健康増進型農作物や、農薬や化学肥料の低減が可能な環境負荷低減型農作物等の新品種及びこれらの特性を最大限発揮させる栽培・流通・加工技術の開発を推進した。
- ② イネゲノムについて、主要部分の塩基配列解読の完了を受け、有用遺伝子の機能解析を重点的に推進し、重要形質に着目した機能解析、ゲノムの属間比較研究等を実施するとともに、ゲノムデータと研究成果を結集するイネ・ゲノムリソースセンターを整備した。また、イネ・ゲノムシミュレーターの開発について引き続き実施するとともに、全塩基配列のうち、残された領域の解読、DNAマーカーによる効率的な新品種育成システムの開発を推進した。

動物ゲノムについては、ゲノム情報を活用した高品質育種技術の開発を促進した。

## 2 農業の構造改革の加速化

### (1) 農業経営の法人化等で拓く構造改革

#### ア 新規就農者への支援

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するためには、農業の特性や農村の豊かな地域資源をビジネスチャンスとして活かそうとする意欲ある農業の担い手を広く農業内外から確保・育成することが重要である。このため、就農の際に必要となる「技術の習得」、「資金の手当」、「農地の確保」といった課題に対応しつつ、新規就農者の習熟度合に応じた技術・経営研修、就農支援資金の貸付け等、就農形態や経営の発展段階に応じたきめ細かい対策を講じた。

また、農業法人等への就農を希望する者に対応するため、平成15年4月に農林水産省と厚生労働省の連携のもと、「農林業をやってみよう」プログラムを策定し、多様な就農・就業の実現に向けて支援施策を講じた。

##### ① 就農に関する情報提供・相談活動の展開

職業としての農業への関心の高まりに対応するとともに、多様化する就農希望者のニーズに的確に対応した効率的な就農相談・情報発信を行うため、全国新規就農相談センターを中心としたIT活用情報ネットワークを活用した。また、農業等就職相談コーナーを設置している公共職業安定所との連携に加え、新規就農を希望する酪農ヘルパーの増加にかんがみ、社団法人酪農ヘルパー全国協会とも連携し、以下の施策を講じた。

- a 市町村農業委員会や全国農業会議所、全国及び都道府県新規就農相談センター等の農業関係団体の有する就農及び生活関連情報を集約し、公共職業安定所と連携して就農希望者等に対する就農相談及び情報提供の充実を図った。
- b 就農希望者を対象としたニューファーマーズフェア（農業法人等の合同会社説明会や就農相談会）を大都市で開催したほか、厚生労働省のUターンフェアと合同で開催（東京都）した。また、新規就農者確保のために市町村が実施する現地就農説明会等に対して支援を行った。
- c 農業法人等への就職を促進するため、大学生等に対して農業法人等での就業体験活動を実施した。
- d 地域の農業及び農村生活等の体験を通じて円滑な就農を促進するため、指導農業士のもとで、就農前の農業・農村体験を実施した。

##### ② 新規就農者の円滑な技術習得

基礎研修から現地定着まで、技術の発展段階に応じた農業技術・経営研修事業を体系的に実施するため、以下の施策を講じた。

- a 「就農準備校」を運営する団体、都道府県、企業等で構成される協議会等の推進体制のもと、民間団体による大都市圏及び地方拠点都市での就農準備校の設置への支援を引き続き行うとともに、都道府県による地方都市での設置に対する支援を行った。
- b 道府県農業大学校等の養成、研究及び研修の各部門において、農家子弟、Uター

ン者、法人就農希望者等多様な就農形態に対応した研修教育の実施とこれに必要な施設整備を行うとともに、指導職員の資質向上のための研究活動を推進した。

- c 就農希望者の現地定着を支援するため、市町村、農協等が設置する研修農場の運営に対して支援を行った。
- d 農業経験のない就農希望者に対し、自発的な能力開発のための技術習得機会を提供するため、先進経営体（農業法人、指導農業士等）のもとで、農業経営や生産技術習得のための実践研修を実施した。
- e 地域ぐるみでの新規就農者の受け入れを行う場合に必要な研修・宿泊施設の整備を行った。
- f 全国の農業青年が一堂に会し、その知識や技術を交換するとともに、交流を深め、農業者としての自信と誇りを培うことを目的とした第15回全国農業青年交換大会の開催（新潟県）を支援した。

③ 新規就農者が必要とする資金の融通

新規就農者が必要とする資金を適切に融通するため、農業信用保証保険制度を活用しつつ、無利子の就農支援資金制度をはじめとした各種資金制度の積極的な推進を図った。

- a 就農前の研修その他の就農準備に必要な資金の手当てを支援するため、就農相談活動等の支援業務を総合的に行う都道府県青年農業者等育成センターを通じ、無利子の就農支援資金（就農研修資金及び就農準備資金）の貸付けを行った。
- b 経営開始時の施設の設置、機械の購入等に必要な資金の手当てを支援するため、都道府県青年農業者等育成センター、農協、銀行等の多様な貸付主体を通じ、無利子の就農支援資金（就農施設等資金）の貸付けを行った。また、農業信用保証保険制度を活用し、資金を借り受ける際の信用力の補完措置を講じた。

④ 新規就農者による円滑な経営継承

離農農家、規模縮小農家の経営基盤の継承先として、新規就農者が期待されることをかんがみ、農地の確保、施設・機械の整備、家畜の導入等、初年度投資が大きく多様な準備が必要な畜産を中心に、経営継承の円滑化のため、以下の施策を講じた。

- a リース機械・施設整備への支援と農地保有合理化事業を活用したリース農場の設置を推進した。
- b 畜産について、多様な継承方式の一つとして、法人がもつ新規就農者の育成機能を活用し、農協等に加え、協業法人経営体が離農跡地の施設等を整備して元実習生等の新規就農者にリースする事業を推進した。

⑤ 新規就農者の経営定着の促進

就農ルートの多様化に伴う多様な新規就農者の経営定着を図り、認定農業者等の農業経営の担い手へと発展させるため、以下の施策を講じた。

- a 多様な新規就農者の多種多様なニーズに的確に対応した指導を行うため、地域における新規就農者支援ネットワークの構築や新規就農者の課題抽出調査、改良普及員による普及指導活動の高度化を図った。また、新規就農者支援ネットワークを活用した受入体制の強化等、新規就農者が地域に参入しやすい受入環境の整備を図った。

- b 指導農業士等による、より実践的なノウハウの指導活動に対する支援を行い、新規就農者が経営定着するまでのマンツーマンの指導体制の整備を図った。

#### イ 農業経営の法人化の加速化等による多面的戦略の展開

望ましい農業構造の実現に向け、農業経営の法人化と担い手への農地の利用集積を加速化とともに、地域の実情に応じ、認定農業者や法人経営等の地域農業の担い手の経営の安定・発展に向けた多面的な取組や集落営農の効率化等を推進するため、以下のような取組を推進した。

##### ① 水田農業における構造改革の加速化

14年12月に決定された「米政策改革大綱」を踏まえ、望ましい農業構造の実現に向けた取組を加速するため、以下の施策を講じた。

###### a 担い手の明確化

i 「農業構造の展望」に沿って水田農業の構造改革を進める観点から、改めて、地域の水田営農の担い手や農地の利用集積の目標等について、集落段階での話し合いと合意形成を行い、これを地域自らが作成する地域水田農業ビジョンのなかで明示し、その実現に向けて地域の関係者が一体となった取組を推進した。

ii このような取組を推進するなかで、地域において水田農業を担う者として明確化された農業者に対し、農業経営改善計画の策定指導等の支援が適切に行われるよう、認定農業者制度の運用改善を推進した。

iii 認定農業者に加え、一元的に経理を行い、一定期間内に法人化するなどの要件を満たす一定の集落営農を担い手として位置付けた。

###### b 担い手経営安定対策の検討

(特集2－(4) 参照)

###### c 農地の利用集積の加速化

i 水田農業の構造改革のため、農地制度についてさらなる検証を行い、担い手及び地域のニーズを踏まえ、構造政策及び農地の確保を推進する観点から、制度面において農地の利用集積を促進する措置と地区の方向付けに沿った、適切な保全と利用を図る措置を強化した。

ii 水田整備にかかる事業体系を見直し、整備率の向上を主目的とした整備から、農地利用集積、経営体の育成等成果重視の整備へ転換した。

##### ② 農業経営の法人化等に対する総合的な支援

農業経営の法人化を加速化し、法人経営の発展に向けた法人の主体的な取組等を支援するため、以下の施策を講じた。

a 法人化による利点が享受できると考えられる農家等に対する法人化の普及・啓発、相談・指導、情報提供の実施

b 認定農業者や集落営農の法人化等地域の実情に応じた多様な農業経営の法人化に当たっての濃密指導・設立支援の実施

c 農業法人が自ら行う商品企画等の販売力向上等に向けた取組や農業法人の経営者の養成確保を図るために研修に対する支援の実施

##### ③ 認定農業者等の経営改善に向けた支援の強化

認定農業者等の経営改善に向け、経営改善支援センターを中心とした関係機関・団

意工夫を活かした農業経営を実現するための条件整備等の観点から、以下の内容等について農業災害補償法の改正を行った。

- a 農業者の経営実態に応じた補償の選択の拡大のための措置
- b 最近における農業生産の実態に即した合理的な補償のための措置
- c 農業共済団体の運営の合理化のための措置

#### ウ 農地制度の見直し

構造改革特別区域法が施行され、15年4月以降、地方公共団体が設定した構造改革特別区域において、農業生産法人以外の法人が地方公共団体等から農地を借り受けて農業を行うことが可能となった。その結果、16年3月末までに、全国で41件の構造改革特別区域計画が認定を受け、株式会社14社を含む21法人が農業経営を開始するなど、本制度の活用により、地域農業の振興と農地の有効利用に向けた取組が促進された。

また、農業経営の法人化及び農地の利用集積等を一層促進し、農業の構造改革を加速化する観点から、農業経営基盤強化促進法の一部を改正し、農業生産法人等の多様な経営展開を可能とする措置、集落営農を担い手として育成する措置、遊休農地の解消及び利用集積を促進するための措置が15年9月から施行された。

#### エ 農地の有効活用と経営体の育成に向けた生産基盤整備の新たな展開

既に整備された農地の高度利用に向けた機動的な整備に重点化するとともに、基盤整備を契機とした経営体の育成を推進した。

- ① 地域農業の目指す展開方向を踏まえ、意欲ある経営体を中心とした営農体系へ転換を図るため、ほ場の大区画化、汎用化を行う区画整理をはじめ、農業用用排水施設、農道等の生産基盤の整備について、経営体の育成を図りつつ、地域の農業のニーズに応じて柔軟かつ弾力的に実施した。
- ② 基盤整備を契機とした担い手への農地利用集積、認定農業者等の育成を図るソフト事業を農業生産基盤の整備と一体的に実施した。
- ③ 地域農業の維持・振興を図り、既に整備された農地の高度利用を促進する観点から、暗きよ排水、土壌改良等多様な作物生産に応じたきめ細かな生産基盤整備を機動的に実施した。
- ④ 飼料基盤に立脚した大家畜経営の安定的発展を図るため、担い手への草地集積を図りつつ、草地・農業用施設等の整備を一体的に実施した。

#### オ 先端的農業経営を支える研究開発の高度化

- ① 地域の農林水産業・食品産業等の活性化を図るため、地域の研究開発にかかる企画から実施までのシステムを改革し、新たに生産者自らの参加による現場のアイデアを活用した研究開発、食品企業等の参画のもとに行う地域の特色を活かした農林水産物の生産、加工技術の開発等を競争的資金により推進した。
- ② 基礎的・独創的な研究を通じて農林水産業・食品産業の生産性の向上、地球規模の諸課題の解決等に資するため、引き続き競争的資金による研究を実施した。また、異分野の研究者が共同して行う研究開発を通じて、画期的な技術開発や地域資源を活用した研究開発を推進する事業を創設した。
- ③ 農林水産関連分野の新産業を創出しアグリビジネスの活性化を図るため、民間企業が、大学・独立行政法人等の潜在能力を活用して取り組む研究開発を推進した。

体の連携による経営相談や経営管理能力向上のための研修、経営改善に必要な機械・施設整備をリース方式で行う場合の支援等を引き続き実施した。

上記の活動に加え、認定農業者等の経営の発展に向けた個性と工夫に満ちた地域の主体的な取組を支援するため、支援体制の一元化を促進するとともに、商品開発、販売戦略等経営の多角化に向けた技術や知識等の情報の提供等を行う食のシンクタンク活動を実施した。

#### ④ 地域の実情に応じた地域農業構造改革計画の策定

地域において育成すべき担い手の明確化と経営展開の方向等を内容とする「地域農業構造改革計画」を策定するとともに、集落営農等のリーダー育成のための研修会や集落営農の管理・運営等に精通した専門家による相談活動等を実施した。

#### ⑤ 経営構造対策の推進

アグリビジネス（創造的高付加価値農業）の一層の推進を図るため、企業的な経営戦略及び付加価値の高い農業経営の展開等を支援する「経営アグリビジネススクール」の開催や、地域農業者の合意形成に基づき、農業生産を核として加工・流通・販売等への取組に必要な施設整備等への支援を行った。

また、15年度から、経営の零細な農家が多くを占める地域において、当該地域の実情に応じたきめ細かい施設整備を通じた担い手育成の支援を行うため、事業実施期間を2年間に延長した。

#### ⑥ アグリ・チャレンジャーの支援

農業法人等の経営体が創意工夫を活かして、新たに加工・流通等のアグリビジネスに積極的に取り組む場合に必要な施設整備等への支援とともに、15年度から、海外先進地における消費者及び食品企業等から農業法人への出資等の状況についての調査・研究事業を実施した。

#### ⑦ 地域農産物の販路開拓及び地域農産物の高付加価値化等の推進

地域農産物の販路開拓に必要な生産・実需側双方向の情報提供及び連携等に対するアドバイザー支援を実施するとともに、実需側のニーズに応じた地域農産物の安定的な供給体制を整備した。

#### ⑧ 担い手への農地の利用集積の推進

認定農業者から利用権の設定を受けたい旨の申出があった場合に、農業委員会が利用調整活動を行うとともに、農用地利用改善団体が行う効率的な農地利用活動を通じて認定農業者が経営規模の拡大を行う場合、認定農業者への農地の利用集積を行った。

#### ⑨ 認定農業者等意欲ある担い手に対する制度資金の融通

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、農業経営改善促進資金等の円滑な融通、債務保証の着実な活用を図った。

また、現在は償還困難な負債を抱えつつも、農業経営の改善を積極的に進めようとする農業者に対して、既往借入金の償還負担の軽減が図られるよう、農業経営維持安定資金、農業経営負担軽減支援資金等の円滑な融通を行った。

#### ⑩ 農業災害補償制度の見直し

食料・農業・農村基本法が目指す望ましい農業構造及び意欲ある農業の担い手が創

- ④ 独立行政法人の所有する特許権等の利活用を促進するため、T L O（技術移転機関）を新たに整備し、技術移転の強化を図る事業を創設した。
- ⑤ 独立行政法人の研究成果の実用化を促進するため、民間の研究開発能力を活用した実用技術の開発を推進した。

## （2）農協系統組織の改革

農協改革については、「「食」と「農」の再生プラン」（14年4月11日農林水産省公表）において、食と農の再生に向けた政策の一環として農林水産省としても支援していくことを表明した。特に改革の進展が遅れている営農・経済事業を中心とした農協改革を促進していくために、国民各層の参画を得て14年9月から開催された「農協のあり方についての研究会」の報告書（15年3月28日報告）において、以下のような農協改革の基本方向が取りまとめられた。

- a 単位農協は経済事業等についての自立を目指し、全国農業協同組合連合会（全農）はその補完に徹する方向を目指す。
- b 農産物の販売事業については、生産者に近い単位農協が消費者・実需者への直接販売を拡大して、消費者ニーズを生産現場に還元できるようにする。
- c 生産資材については、物流コストの削減や仕入れの見直しを行うとともに、大口利用者に有利な価格体系とする。
- d 経営の安定を図るため、経済事業等の収支の均衡を図る。
- e 全国農業協同組合中央会（全中）が指導力を發揮し、指導指針を策定して改革を推進する。
- f 安易な相互依存とならぬよう、行政と農協の役割を明確に区分する。

農協系統においては、こうした改革の方向に沿い、JA段階・都道府県段階での活発な協議を行い改革意識を醸成したうえで、10月に開催された第23回JA全国大会において、①安全・安心な農産物の提供と地域農業の振興、②組合員の負託にこたえる経済事業改革の実践、③経営の健全性・高度化への取組強化、④協同活動の強化による組織基盤の拡充と地域の活性化を重点とする改革の実践を決議した。また、生産資材コストの削減や生活関連事業の見直し等を内容とする経済事業改革指針を策定し、JAグループが一体となって改革に取り組めるよう、指針に基づき全中が中心となって指導することとした。全農においても、事業の広域化による物流コストの削減や全国・県本部の重複業務の解消による事業の効率化・合理化を内容とする全農事業改革構想を策定し、全農改革に着手した。

15年度においては、これらの農協系統による自主的な改革への取組を支援するために、農業非関連事業の収支が明確になるよう区分経理を導入した。また、全農への業務改善命令に対する全農からの四半期ごとの業務改善状況の報告に際し、聞き取り・指導を行った。行政と農協系統との関係については、農協系統を通して交付される補助金等について検証を行い、16年度以降新規の補助金については、交付先を農協系統に限定しないこととした。また、農協系統において独占禁止法に違反する行為が行われないよう点検体制を強化するために、農協系統に対する指導監督指針である事務ガイドラインにおいて、厳格な指導の必要性を明記した。

### (3) 米政策の大転換

米の過剰基調が継続し、これが在庫の増加、米価の低下を引き起こし、その結果、担い手を中心として水田農業経営が困難な状況に立ち至っている。他方、消費者ニーズが多様化し、これにきめ細やかに対応した安定的供給の必要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、水田農業経営の安定発展や水田の利活用の促進等による自給率向上施策への重点化・集中化を図るとともに、過剰米に関する政策経費の思い切った縮減が可能となるような政策を行うべく、14年12月に決定された米政策改革大綱に基づき、15年度には、以下のような米政策改革の具体化を行った。

- ① 米の生産及び流通をめぐる情勢の変化にかんがみ、米穀の生産・流通関係者の主体性を重視しつつ、適正かつ円滑な流通を確保する観点から、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(以下「食糧法」という。)を一部改正し、生産調整の規定を見直すとともに、流通規制の緩和等の措置を講じた。
- ② 食料・農業・農村政策審議会の助言を得て、透明な手続きのもとに、米の需給動向、需給見通し、国の方針からなる「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を策定し公表した。
- ③ 豊作による過剰米について、短期融資の仕組みを活用して、区分出荷を促し、主体的な販売環境整備を行いつつ、融資の返済が米の引渡しでなされた場合は、その需要開拓に結びつける「集荷円滑化対策」の具体化を検討した。
- ④ 地域自らの発想のもとに作成する地域水田農業ビジョンの実現を支援する産地づくり対策や稲作収入の安定を図る稲作所得基盤確保対策を検討した。
- ⑤ 一定規模以上の水田農業経営を行っている担い手を支援する担い手経営安定対策の具体化を検討した。

### (4) 構造改革に伴う担い手経営安定対策

構造改革が特に急がれる水田農業において、「米政策改革大綱」に基づき、16年度から、米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、すべての生産調整実施者を対象として講じられる「稲作所得基盤確保対策」に上乗せし、稲作収入の安定を図る対策として、「担い手経営安定対策」を講ずることとし、関連施策間の総合性・整合性をとりながら、その具体的仕組み等を決定した。

### (5) 農山村の新たな土地利用の枠組み構築

- ① 新たな土地利用の枠組み構築へ向けた関係制度の見直し  
住民合意のもとで、農地等の適切な保全及び利用を図る市町村の取組を促進する観点から、市町村の条例による取組について、農用地区域の設定基準や農地転用の許可基準として位置付ける措置（農業振興地域の整備に関する法律施行規則及び農地法施行規則の一部改正）を講じた。

また、耕作放棄地等が多い区域について、構造改革特別区域を設定し、農地等の権

利取得に際する下限面積を緩和することができる措置を講じた。

② 新たな土地利用の枠組みの普及

体制の整った市町村から、速やかに新たな土地利用の枠組みへ移行できるよう、制度の内容についての普及を行った。

### 3 都市と農山漁村の共生・対流の推進

#### (1) 都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現

農山漁村は、食料を安定的に供給するだけでなく、国土保全・水資源かん養等の多面的機能の発揮、さらには国民へのやすらぎの提供等を行うものとして非常に重要である。

しかしながら、近年、農山漁村では過疎化、高齢化が進んでおり、また、生活環境基盤の整備や情報基盤等の整備の遅れ、地域産業の経営の厳しさ等が相まって、その活力が低下しつつある。その一方で、農山漁村のもつ美しい景観、ゆとりある生活等は都市住民からも高く評価され、社会の成熟化に伴い価値観が多様化し、都市においてはゆとりややすらぎを求め農山漁村にUターン・Iターンを希望する都市住民の増加やグリーン・ツーリズム（農山漁村で楽しむ余暇活動）に対する願望・ニーズの高まり等の新たな兆しが出てきている。

このような状況のなかで、都市住民にはゆとりややすらぎが得られ、農山漁村の住民には都市のもつ魅力が享受できるよう、都市と農山漁村のコミュニケーションを促進し、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向け、国民的な運動として民間の取組の拡大を図り、都市と農山漁村の共生・対流を推進することが重要である。

このため、子ども、熟年世代や高齢者を含め多くの人が都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルを提案し、都市住民の気持ちと行動を農山漁村に向かわせることへの支援（都市側の動きの支援）、都市と農山漁村の橋渡し及び受け皿としての農山漁村の魅力の向上のための対策を関係府省と連携しつつ総合的に推進した。

##### ① 都市側の動きの支援及び都市と農山漁村の橋渡し

###### a 都市農業

地域住民も参加した都市農業のビジョンに則した住民による農業ボランティア活動の支援や、都市部における農業者と住民との交流・ふれあいの場の整備等を推進した。

###### b 情報

###### i 都市部における農山漁村情報の提供等の推進

都市部での農山漁村情報提供の充実強化を図るとともに、都市側と受入側とのマッチングを推進した。

###### ii 体験活動等の推進体制の整備

地域の教育力の活性化及び奉仕活動・体験活動の充実を総合的に推進するため、社会的気運の醸成に向けた取組を展開するとともに、推進体制の計画的な整備充実や、地域の実情に即した子どもの多様な活動を促進するためのモデル事業を実施した。

###### c 教育

###### i 小・中・高等学校等における体験活動の推進

各都道府県に「体験活動推進地域・推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動に取り組むとともに、都市部から農山漁村や自然が豊かな地域に出かけ、農林漁業体験や自然体験を行うなど、異なる環境における豊かな体験活動を推進

するため、「地域間交流推進校」を設けた。

ii 青少年の長期自然体験活動の推進

青少年の長期自然体験の一層の普及、定着を図るため、地方公共団体が自然体験活動推進団体の協力を得ながら、青少年を対象として、野外活動施設や農家等で、2週間程度の長期間、異年齢集団による共同生活を通じた農林漁業体験活動等の自然体験活動に取り組む事業に対して助成した。

iii 子ども達の体験型環境学習の推進

子ども達の豊かな人間性をはぐくむため、関係省庁と連携して、地域の身近な環境を主題に、子ども達が継続的な体験活動を自ら企画して行う事業の実施を通して体験型環境学習を推進した。

d NPO、ボランティア等

i NPO等による地域づくり等への参画の促進

田園地域における地域住民、NPO等と連携した自然環境の保全・再生活動の支援やNPO等のネットワーク化等を推進するとともに、都市と農山漁村の高齢者がともに行う地域づくり活動を促進した。

ii 地球温暖化防止のためのボランティア団体、企業、青少年等による森林づくり等の促進

住宅や公共施設等への地域材利用の促進や低コストで安定的に木材を供給し得る体制の整備等を実施した。また、森林ボランティア活動を核とした多様な主体の参画による地域ネットワークの構築の促進等による緑化運動の推進、里山林や都市近郊林における市民の森林・林業体験活動の場の整備やNPO等市民の参画を得た森林整備に対する支援等を通じ森林づくりへの国民参加を推進した。

e グリーン・ツーリズム

i グリーン・ツーリズムの新たなスタイルの提案・普及、情報提供、都市側と受入側のマッチング、人材育成、受入体制づくり等の総合的推進

都市と農山漁村の共生・対流に向けた国民的な運動の一環として、グリーン・ツーリズムの新たなスタイルの提案・普及を行った。また、農山漁村情報の提供の充実・強化、都市側と受入側とのマッチングの推進、グリーン・ツーリズムの起業家等の育成・確保、地域ぐるみで行う受入体制や交流空間の整備等の施策を総合的に推進した。

ii NPO、企業等による市民農園の開設を可能とする特区、農家民宿にかかる諸規制の緩和等によるグリーン・ツーリズムの推進

平成15年度において、構造改革特別区域法に基づく、NPO、企業等による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例について、34件の構造改革特別区域計画が認定を受けた。同じく農家民宿にかかる諸規制について、消防用設備等にかかる消防法施行令の規定に対する柔軟な対応の容認が20件、農家民宿等における「どぶろく」等の製造の容認が12件、農業生産法人による農家民宿等の設置・運営が2件認定を受けた。また、全国的な規制緩和として、農林漁家が農林漁業体験民宿業を行う場合の簡易宿泊所の面積要件の撤廃等が措置された。こうした規制緩和措置とあわせ、パンフレットの配布、研修会の開催等により情報

提供を行い、グリーン・ツーリズムを推進した。

② 農山漁村の魅力の向上

a 既存ストック活用

i 廃校等既存ストックの活用を含む交流拠点等の整備

農山村地域のニーズに即した生産基盤、生活基盤等の整備を総合的に実施するなかで、茅葺き農家や廃校、谷津田等の多様な地域の既存ストックを活用した都市住民に魅力ある滞在交流拠点や体験交流空間等の整備を推進した。

ii 森林、海辺を活用した癒し・健康づくりの場の整備、体制づくり、人材育成等の推進

里山林等を活用した健康づくりを行う「健康と癒しの森」づくりのための協力体制の整備や利用活動に対する支援等を行うとともに、漁村体験学習施設、海洋深層水体験施設等の整備や漁村における指導者の育成、都市と漁村の交流活動等を支援した。

iii 農地や森林、海辺等を活用した体験学習・体験活動の場の整備、体制づくり、人材育成等の推進

(i) 里地や棚田等の保全を図るための条件整備や、都市住民とも連携した保全活動を実施するとともに、森林・林業体験活動の支援体制の整備、学校林の整備・活用や山村地域滞在型の森林・林業体験交流活動等の実施による森林環境教育活動の推進、漁村における体験学習施設の整備や指導者の育成等の支援を実施した。

(ii) 子ども達が農業・農村に親しみを感じる機会を充実するため、農作物の栽培や家畜の世話等を行う農業・農村体験学習の効果的な取組方策を検討する研究会やフォーラムを開催した。また、農林水産省と文部科学省との連携のもとで、全国にモデル地区を設定し、各都道府県教育委員会が選定した推進校等が実施する農業・農村体験学習の受け入れ等を行ったほか、体験学習の受け入れ等に関する情報をホームページで提供した。さらに、都道府県や市町村等における、農業・農村理解のための副読本の作成、教職員に対する研修、体験指導者の養成を行うとともに、地域における用水路やため池等身近な水辺環境を活用した水生動植物観察等、水辺環境学習に必要な施設の整備や修学旅行等を通じた農業・農村体験等を推進した。

iv 海辺・水辺・漁村等のふれあいの場としての整備等の促進

伝統的な農業水利施設の保全や親水、景観・生態系保全等のための施設を整備するとともに、「あぜ道とせせらぎ」づくりを推進した。また、漁港における遊漁船等を分離収容する施設の整備による漁港の活用促進、漁港の高度利用を図るために放置艇収容施設やトイレ、駐車場等の美化・利用整序促進施設の整備及び漁港の環境向上に必要な施設の整備を実施した。

v 環境・景観・伝統文化の維持保全活動等の展開

農村の豊かな自然、伝統文化等の多面的機能を再評価し、魅力ある田園空間の整備により都市と農山漁村の共生・対流を促進するための環境整備等を推進した。

vi 地域における伝統文化の保存・活用事業の支援、子ども達が伝統文化を体験する機会の提供

地域において守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承・発展を図るため、伝統文化保存団体等が実施する伝統文化の保存・活用のための事業を支援した。

また、次世代を担う子ども達に対し、土・日曜日等において、学校、文化施設等を拠点とし、茶道、華道、伝統音楽、郷土芸能等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する事業等を行った。

b 地域づくり

i 開かれた新しいコミュニティづくりと情報基盤等の共通社会基盤の整備  
（「むらづくり維新プロジェクト」の推進）

都市と農山漁村が共生・対流する社会の実現のため、都市と農山漁村の間で絶えず「人・もの・情報」が循環し得る共通社会基盤の整備及び集落機能を適切に発揮するための現在の集落を越えた新たなコミュニティづくりを進める「むらづくり維新プロジェクト」を推進した。その際、市町村の主導のもと、地域住民の参画を得て作成した地域全体の振興計画に沿って、関係府省連携のもと推進している農村振興基本計画の活用等を通じて行った。

(i) 地域全体の振興計画

市町村の主導のもと、地域住民の参加により、生活圏に着目した新たな自立的コミュニティの形成方向、集落再編や広域的連携も視野に入れた地域全体の将来像、及び地域住民のみならず都市住民が地域で暮らすまたは過ごすためにも必要な田園住宅用地、コミュニティ施設、情報基盤等の共通社会基盤の整備の推進を位置付けた地域の基本計画を作成した。

(ii) 事業の実施

地域全体の振興計画に基づき、次の施策を計画的に推進した。

- ・ むらづくり基盤整備事業（コア事業）

農山漁村の地域振興の目標を実現するため、地域のニーズに応じて、田園住宅・公園用地、コミュニティ施設、集落道、集落農園、情報基盤、地域資源利活用施設、研修施設等の整備を選択的かつ総合的に推進した。

- ・ ソフト事業

むらづくり維新を計画的かつ円滑に推進していくため、地域での検討会への参加や自主的な活動を行う組織の設立、住民活動の指導者の育成等への支援を実施した。

- ・ 関連事業

むらづくり基盤整備事業の実施にあわせて、農道、林道整備、生産団地整備等の生産基盤の整備、集落排水等の生活環境の整備及び都市と農山漁村の交流促進等の事業を一体的かつ総合的に実施した。

(iii) 地域全体の振興計画に対する支援

地域全体の振興計画としての要件に合致する農村振興基本計画等について市町村等における策定を支援した。

## ii 農山村に定住等を希望する都市住民の受入体制の整備等の推進

集落間の連携強化による定住促進に向けた魅力ある地域づくり活動や森林資源等を活かした新たな産業の育成による雇用の創出に対する支援をモデル的に実施した。

## c 地域活性化

農村地域における工業等の導入促進に必要な産学官連携強化等の推進、中山間地域振興基金の造成とその活用による地域活性化を支援した。

### ③ 国民的な運動（関係7省が連携して推進）

都市と農山漁村の共生・対流を進めている優良事例の表彰等を通じて、都市側とも協調・連携した共生・対流の国民的な運動を推進した。

### ④ 関係省連携による総合的な施策の展開

都市と農山漁村の共生・対流の推進について、関係省が連携して総合的な施策を講じた。

## （2）「e-むらづくり計画」の推進

ITを活用した効率的な農林漁業の展開や農山漁村の生活環境の向上、都市とそん色ない情報通信基盤の実現を通して、都市と農村漁村の共生・対流を目指す「e-むらづくり計画」を策定した。

これを受け、以下に示す施策を一体的に推進した。

### ① ITを活用した農業経営

#### a ITを駆使した次世代農業の推進

ITを活用した効率的な企業的経営の展開等を推進するため、地域情報化の中核となる高度情報化拠点施設やITを活用した温室等の遠隔環境制御・監視システム等の整備を推進した。

#### b 農業者等のIT活用能力の向上

改良普及員や農業関係者等のIT指導人材としての育成、農業者等のIT活用段階に応じた知識・技能の習得への支援等を通じた農業者等の情報利活用能力の向上及び地域農業改良普及センターの電子化の推進等による農業経営に有用なデジタル・コンテンツ（インターネット等によって提供可能な情報・サービス）等の充実を一体的に推進した。

### ② 地域のニーズに応じた情報通信基盤の整備等

各々の農山漁村のニーズに応じて、効率的な農林漁業経営、農山漁村の活性化、農村集落機能の再編・強化及び市町村合併後の新たなむらづくりを支援するために、地方公共団体、農林漁業関係機関、公共施設、各農林漁家等をネットワーク化する高度情報通信基盤の整備を行った。

## （3）バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

～地球にやさしい生物エネルギー・資源の有効活用～

化石資源由来のエネルギーや製品を、大気中のCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）を増加させないという特性をもつバイオマス（生物資源の量を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資